資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億八千八百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成三十年五月二十日であり、株主総会の決議は、平成三十年四月十三日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成三十年四月十九日

愛知県豊橋市下地町一丁目五四番地

有限会社栄寿

代表取締役　夏目　憲永

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を五億八千百八万六千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成三十年四月十九日

岩手県北上市村崎野一九地割一一八番地一六

株式会社細川資産管理

代表取締役　細川　哲郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することに致しましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月十九日

東京都新宿区富久町一六番一二号

建研工業株式会社

代表取締役　清水　武

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月十九日

東京都渋谷区渋谷三丁目六番一六号

株式会社アスクシステム

代表取締役　前田　眞人

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月十九日

大阪市中央区博労町三丁目三番一〇号

中西土地建物株式会社

代表取締役　中西　啓二

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年四月十九日

岡山県井原市西江原町一〇〇五番地の一

片山ホールディングス株式会社

代表取締役　片山　昌之

任意清算公告

当社は、平成三十年三月二十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年四月十九日

名古屋市昭和区石仏町一丁目九二番地

合資会社馬初商店

代表社員　近藤　史良

取消公告

平成三十年四月十六日（号外第八十五号）掲載のジャパンロジスティクススリー特定目的会社に係る優先資本金の額の減少公告、優先出資の償却につき優先出資証券提出公告及び第二期決算公告（枠組）中、優先資本金の額の減少公告及び優先出資の償却につき優先出資証券提出公告のみ取消します。

平成三十年四月十九日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

ジャパンロジスティクススリー特定目的会社

取締役　北川　久芳

正　誤

平成二十九年三月三十一日（号外第六十九号）経済産業省告示第八十六号（供給設備、消費設備及び特定供給設備に関する技術基準等の細目を定める告示の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

五一二ページ上段改正前欄一行目から四二行目までは次のとおりの誤り。

ゴム継手部分の材料は、次の(i)から(iii)までによること。

(i)　耐熱性、耐候性、難燃性、耐老化性及び耐食性を有するものであること。

(ii)　十分な引張強さ及び適切な硬さを有するものであること。

(iii)　液化石油ガスに侵されないものであること。

(3)　ゴム継手部分の構造は、次の(i)から(iii)までによること。

(i)　形状及び寸法は、次の図に示すとおりであること。

図

［略］

(ii)　未端ガス栓の出口側取付部又は燃焼器の取入部（以下「取付部等」という。）との着脱が確実にできるものであること。

(iii)　取付部等と接続した状態において、接続部分は十分な気密性を有するものであること。

(4)　ホース部分とゴム継手部分との接合は、第三号ニによること。

六　イ　接続具

ねじ接続型接続具の材料及び構造

(1)　材料は、鋼又は銅合金であること。

(2)　パッキンは、液化石油ガスに侵されないものであること。

(3)　管と接続する側の取付部の構造は、日本工業規格B〇二〇三管用テーパねじ又は日本工業規格B〇二〇七メートル細目ねじであること。

(4)　未端ガス栓又は燃焼器と接続する側の取付部は、ねじにより締め付ける構造を有し、かつ、使用上十分な締め付け力を有するものであること。

(5)　未端ガス栓又は燃焼器と接続した状態において、接続部分は十分な気密性を有するものであること。

(6)　通常の使用状態における衝撃に耐えるものであること。

五一二ページ下段改正前欄一行目から四〇行目までは次のとおりの誤り。

ロ　迅速継手型接続具の材料及び構造

(1)　材料は、第二号ロ(1)及び(2)によること。

(2)　管と接続する側の取付部の構造は、次の(i)から(iii)までによること。

(i)　形状及び寸法は、次の図1から図3までのいずれか又は高圧ガス保安協会基準KHKS〇七二一附属書2に掲げる接続部の図に示すとおりであること。

図1～3

［略］

(ii)　第三号ハ(3)及び(4)までによること。

(iii)　プラグ（図3を除く。）は、ソケットを外した場合に液化石油ガスの流出を自動的に遮断する機構を有するものであること。

(3)　末端ガス栓又は燃焼器と接続する側の取付部は、ねじ等により締め付ける構造を有し、かつ、使用上十分な締め付け力を有するものであること。

(4)　(2)及び(3)に規定するもののほか、迅速継手型接続具の構造は、イ(5)及び(6)によること。

ハ　過流出安全機構を内蔵する接続具の材料及び構造

(1)　材料は、第三号ロ(1)及び(2)によること。

(2)　管と接続する側の取付部の構造は、次の(i)から(iii)までによること。

(i)　形状及び寸法は、次の図に示すとおりであること。

図

［略］

(ii)　プラグは、ソケットと円滑かつ確実に着脱できるものであること。

(iii)　プラグは、ソケットと接続した状態において、接続部分が十分な気密性を有するものであること。

五一三ページ上段改正前欄一行目から一四行目までは次のとおりの誤り。

(3)　未端ガス栓又は燃焼器と接続する側の取付部の構造は、ロ(3)によること。

(4)　管を外した場合に液化石油ガスの圧力により液化石油ガスの流出を自動的に遮断する機構を有するものであること。

(5)　過流出安全機構が作動して液化石油ガスの流出が遮断された後、一定の操作により作動状態を解除し得る機構を有するものであること。

(6)　(2)から(5)までに規定するもののほか、過流出安全機構を内蔵する接続具の構造は、イ(5)及び(6)によること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十九日付第八八号四八四日付参会第五号二四ページ

ページ●同日付政府調達第七三号三二ページ●二月十ジ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）